

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年3月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については30円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年3月31日まで

昭和19年4月から20年3月末まで、女子挺身隊員としてC市のA社B工場に勤務した。一緒に働いていた挺身隊員は、同社での厚生年金保険の加入記録があり、年金を受給しているのに、私の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場の女子挺身隊としての勤務状況や当該事業所での担当業務内容等を具体的に記憶していること、及び申立人と同様に女子挺身隊として勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間当時、当該事業所で勤務していたことが認められる。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、基礎年金番号に未統合であり、申立人と同姓同名、かつ同一生年月日で、昭和19年6月1日から20年1月21日までA社B工場にて厚生年金保険の被保険者となっている記録が確認できることから、同記録は、申立人の未統合の厚生年金保険の被保険者記録であると認められる（未統合の記録のうち、昭和19年6月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、保険料の徴収も行われておらず、給付の対象となる厚生年金保険被保険者として認められない。）。

さらに、現存するA社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿は2種類あることが確認できる（いずれも作成日は不明）、一方の被保険者名簿（以下「名簿A」という。）には、申立人及び複数の同僚の記録は無いものの、他方の被保険者名簿（以下「名簿B」という。）には、名簿Aにおいて記録を確

認することのできない申立人及び複数の同僚の記録が確認できる。

加えて、i) 名簿Bにおいて、申立人の旧台帳に記録された喪失日と同日の昭和20年1月21日に資格を喪失した多数の同僚については、資格喪失欄に「20.1.21」、原因欄に「転勤」、台帳作製欄に「20.2.7」と記載されているものの、申立人のみ、それらの記載が無く、空欄となっていること、ii) 名簿A及び名簿Bで20年1月21日に資格を喪失した記録がある同僚1人の旧台帳の喪失日は、20年3月22日とされており、名簿と旧台帳の記録が一致していないこと、iii) 旧台帳でも、A社B工場で19年6月1日から20年8月21日までの厚生年金保険記録が確認できる者(3人)が、実際には20年4月以降は別事業所に勤務したと確認できることなどから、A社B工場に係る名簿A、名簿B及び旧台帳とも社会保険事務所(当時)において適切に管理されていなかったものと認められる。

このほか、昭和20年4月6日付けで申立人が被保険者資格を取得しているD事業所に係る被保険者名簿で、申立人の名前が記載されているページの被保険者のうち、A社B工場における被保険者名簿(名簿A)でも名前の確認できる女子挺身隊員11人(申立人は含まない。全て女性)を抽出したところ、9人が20年3月22日にA社B工場で資格喪失している。この同僚9人のうち4人がいずれも「A社B工場に赴任した女子挺身隊は一緒に帰郷したと思う。」旨供述している上、このうち2人については「申立人も一緒に帰郷してD事業所に赴任した。」旨供述していることから、申立人のA社B工場の資格喪失日は、同僚9人の喪失日と同日の20年3月22日と認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年3月22日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の旧台帳の記録から30円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年3月22日から同年3月31日までの期間については、申立人のA社B工場における勤務実態を確認することができない上、申立人と同様に、A社B工場からD事業所に移った同僚にも、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年3月1日まで  
平成6年11月から8年2月末までA社で経理担当者として勤務し、給与（総支給額）は毎月25万円であったにもかかわらず、国（厚生労働省）の標準報酬月額記録は、7年10月1日にそれまでの26万円から15万円に下がっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、A社の賃金台帳から、申立人がオンライン記録の標準報酬月額（15万円）を超える報酬月額（標準報酬月額26万円相当）の支払いを受け、オンライン記録を超える標準報酬月額（22万円）に見合う厚生年金保険料（1万8,850円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成16年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり現在は休業状態

であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない  
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主  
が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額  
の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたか否かについては、  
これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、  
行ったとは認められない。